

## 「山形県青年の家」の指定管理者の指定について

先に公募を行った「山形県青年の家」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 施設名 山形県青年の家
- 2 募集期間 平成30年8月3日から平成30年9月14日まで
- 3 申請団体数 1団体

### 4 指定管理者として指定した団体

団体名：山形県青年の家管理企業体

(株式会社山形ビルサービス、株式会社天童給食センター、株式会社野川ガス住宅設備)

住 所：山形市大字志戸田550番地 (代表団体：株式会社山形ビルサービス)

### 5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県教育庁指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、学識経験者の外部有識者を含む計6名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

#### (1) 審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合及び欠格事項の確認
- ・ 事務局から申請概要等の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果に基づく総合的な審議・評価

#### (2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、住民サービスの向上、行政経費の節減、地域活性化や雇用の確保等を中心に、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

## 6 選定基準

選定基準	審査項目	審査内容	確認書類	配点	
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施設の設置目的を踏まえた運営方針となっているか。</li> <li>* 申請者の経営モラルは適切か。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-1) 管理運営方針	満たしていなければ「失格」	
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。</li> <li>* 県が求める維持管理の基準に合致しているか。</li> </ul>	・事業計画書(全体)		
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。</li> <li>* 収支計画は実現可能なものか。</li> <li>* 業務遂行のための適切な積算となっているか。</li> <li>* 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書(様式4-2) 管理運営に関する収支計画</li> <li>・収支計画書(様式5)</li> </ul>		
	労働関係法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 労働関係法令は遵守しているか。</li> <li>* 最低賃金は遵守しているか。</li> </ul>	・労働関係法令の遵守に関する誓約書(様式8)		
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 利用者(高齢者、障がい者など社会的弱者等を含む)の平等利用、利用のしやすさに配慮されているか。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-1) 管理運営方針、利用時間、休館日、臨時開館及び休館	(10)	10
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性及び地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。</li> <li>* 地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-2) 管理運営に関する収支計画、経営方針 ・収支計画書(様式5)	(15)	15
	サービス向上を図るための具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 利用者ニーズを把握し、質の高いサービス提供に向けた取組み内容は十分か。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-2) 利用者サービスの向上に向けた取組み	(10)	20
		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施設の機能や設備を活用した提案となっているか。</li> </ul>		(5)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 指導部門との協力連携体制がとられているか。</li> </ul>		(5)	
	施設及び設備の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 維持管理の内容(実施回数、箇所等)は、適切な計画となっているか。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-3) 施設及び設備の維持管理 ・施設管理年間計画表(様式6)	(5)	10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施設、利用者の安全管理への取組みは十分か。</li> </ul>		(5)	
利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 利用増加に向けた具体的な取組内容、具体的かつ適切な目標(利用者数等)が提案されているか。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-4) 利用者の増加を図るための提案	(5)	10	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 広報計画、地域や関係機関との連携など施設の利用促進に向けた取組みは十分か。</li> </ul>		(5)		
管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等の実施に向けた取組みは十分か。</li> <li>* 地域、関係機関との連携は十分か。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-4) 地域との連携等	(5)	5	
IV 事業計画書に沿って施設の運営管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	安定的な運営や企画事業の着実な実施が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 運営体制(人数、配置体制)は十分か。</li> <li>* 責任の所在は明確か。</li> <li>* 有資格者、経験者等の配置は十分か。</li> <li>* 従業員の採用、確保方針は適切か。</li> <li>* 従業員の育成、研修体制は十分か。</li> <li>* 外部委託の実施計画は妥当か。</li> <li>* 共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。</li> <li>* 過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-5,4-6,4-7) 運営体制と組織 ・施設管理年間計画表(様式6) (共同体協定書)	(10)	15
	財務状況及び経営的基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 申請者の財務状況は健全か。</li> <li>* 金融機関、出資者等の支援体制は十分か。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-7) 安定的運営の基礎となる経営基盤 ・法人等の概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	(5)	
V その他	利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。</li> <li>* トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-8) 利用者要望への対応	(5)	5
	緊急時の対応、情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防災対策及び緊急時の対策は妥当か。</li> <li>* 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。</li> </ul>	・事業計画書(様式4-8) 危機管理と情報管理	(5)	5
計					100

## 7 選定理由

山形県教育庁指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この結果を踏まえ、「山形県青年の家管理企業体」を指定管理者の候補者として選定した。

区 分	審 査 結 果
選定基準 I	適格
選定基準 II	6.5
選定基準 III	39.8
選定基準 IV	14.8
選定基準 V	6.5
合 計	67.7

### ●選定基準 I について

- ・社会教育施設としての設置目的を踏まえた管理運営方針の提案があり、「適格」とされた。

### ●選定基準 II について

- ・関連法令に基づく公平・公正な運営、機転のきいた心配りある運営の提案が評価された。

### ●選定基準 III について

- ・「管理経費における経済性及び地域経済への貢献」では、指定管理料の提案額は、募集要項の上限額と同額（199,129 千円／5 年間）であったが、県名産品に関する問合せへの対応や各種パンフレットの設置、地元商店の紹介等による地域経済への貢献の方針が評価された。
- ・「サービス向上を図るための取組み」では、利用者アンケートの分析に基づく質の高いサービスの提供、条例より 3～5%低い利用料金の設定が評価された。
- ・「施設設備の維持管理内容の妥当性」では、PDCA サイクルやセルフモニタリングの実施による、確実に安全性の高い維持管理体制が評価された。
- ・「利用者の増加を図るための取組み」では、積極的な誘客訪問活動が評価された。

### ●選定基準 IV について

- ・「財務状況及び経営的基盤」では、構成企業 3 社ともに経営基盤が安定しており、高い評価を得た。

### ●選定基準 V について

- ・「利用者要望への対応」では、利用者アンケートによる要望等の把握、事前打合せの実施によるトラブルの未然防止の提案が評価された。
- ・「緊急時の対応」では、各種マニュアルの整備と訓練の実施の提案が評価された。

以上、総合評価による審査の結果、施設の維持管理・運営面全般において評価されたため、「山形県青年の家管理企業体」を指定管理者の候補者とするのが適当であると認められた。

(注1) 点数は、各審査員の平均値である。

(注2) 数値は、小数第2位を四捨五入したものであるため、合計欄の数値が選定基準 I～Vまでの集計値と一致しない場合がある。

8 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

9 指定 平成30年山形県議会12月定例会及び山形県教育委員会12月定例会の議決を経て、平成30年12月25日に指定管理者として指定した。